

福祉新聞 2009 年 8 月 10 日

<身障者福祉法の施行令改正>

厚労省が意見募集

身体障害者福祉法施行令の一部を 10 月 1 日から改正するため、厚生労働省はその政令案について意見を募集している。

介護給付費等の支給を受けることが著しく困難な身体障害者に対して、市町村が障害福祉サービスを提供、またはサービス提供を事業者へ委託する場合は、政令で定める基準に従うこととされている。

しかし現行の身体障害者福祉法施行令では、共同生活介護・共同生活援助を提供する場合の基準が定められていないため、改正により基準を定める。身体の状態や置かれている環境に応じて適切にサービスを提供、または事業者へ委託することを規定する。

意見は障害保健福祉部障害福祉課 (FAX03・3591・8914、e-mail seirei-s@mhlw.go.jp) へ 8 月 28 日までに送る。